平成22年第4回佐渡市議会定例会会議録(第1号)

平成22年6月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成22年6月11日(金)午前10時00分開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第107号から議案第122号

第 6 請願第6号、請願第7号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員	(2	7名)
	(4	(17)

1番	松	本	正	勝	君	2番	中	JII	直	美	君
4番	臼	杵	克	身	君	5番	金	田	淳	_	君
6番	浜	田	正	敏	君	7番	廣	瀬		擁	君
8番	小	田	純	_	君	9番	/]\	杉	邦	男	君
10番	大	桃		浩	君	11番	中	JII	隆	_	君
12番	岩	﨑	隆	寿	君	13番	中	村	良	夫	君
14番	若	林	直	樹	君	15番	田	中	文	夫	君
16番	金	子	健	治	君	17番	村	JII	四	郎	君
18番	佐	藤		孝	君	19番	猪	股	文	彦	君
20番	JII	上	龍	_	君	21番	本	間	千百	生 子	君
22番	金	子	克	己	君	23番	根	岸	勇	雄	君
24番	近	藤	和	義	君	25番	祝		優	雄	君
26番	竹	内	道	廣	君	27番	加	賀	博	昭	君
28番	金	光	英	晴	君						

欠席議員(1名)

3番 中村剛一君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長高野宏一郎君副市長甲斐元也君

	教 育 長	臼	杵	或	男	君	総合政策監	燕	藤	元	彦	君
	会計管理者	本	間	佳	子	君	総務課長	山	田	富 E	3 夫	君
	総合政策 長	小	林	泰	英	君	行 政 改 革 課 長	中	JII	和	明	君
	島づくり推進課長	金	子		優	君	世界遺産推進課長	北	村		亮	君
	財務課長	伊	貝	秀	_	君	地 域 振 興 課 長	計	良	孝	晴	君
	交通政策 展	佐々	木	正	雄	君	市民生活課 長	佐	藤	弘	之	君
	税務課長	田	JII	和	信	君	環境対策課 長	児	玉	龍	司	君
	社会福祉課 長	新	井	_	仁	君	高齢福祉課 長	佐	藤	_	郎	君
	農林水産課長	金	子	晴	夫	君	観光商工課 長	伊	藤	俊	之	君
	建設課長	渡	邉	正	人	君	上下水道課 長	和	倉	永	久	君
	学校教育課 長	山	本	充	彦	君	社会教育課 長	渡	邉	智	樹	君
	両津病院 管理部長	塚	本	寿	_	君	選 挙 管 理 委 員 云 事 務 局 長	藤	井	雄	_	君
	監 査 委 員 事 務 局 長	児	玉		功	君	農業委員会 事 務 局 長	島	JII		昭	君
	消防長	金	子	浩	三	君						
事務局職員出席者												
	事務局長	池		昌	映	君	事務局次長	歌		重		君
	議事調査係 長	中	JII	雅	史	君	議事調査係	太	田	_	人	君

午前10時00分 開会・開議

○議長(金光英晴君) おはようございます。ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第4回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(金光英晴君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、16番、金子健治君及び17番、 村川四郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(金光英晴君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川降一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長(中川隆一君) おはようございます。今6月定例会の会期・日程についてご報告いたします。

去る6月9日に議会運営委員会を開催し、6月定例会の会期及び日程について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日6月11日から6月25日までの15日間といたします。

日程につきましては、お手元に配付のとおりの6月定例会会期日程表をごらんください。

本日6月11日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行います。午後から第3委員会室で議会報編集特別委員会を、第2委員会室で各派代表者会議を開催いたします。

14日月曜日は、空港対策特別委員会及び観光資源開発等調査特別委員会です。

15日火曜日から18日金曜日までが一般質問です。質問者は15人であります。

21日月曜日から23日水曜日までが委員会審査といたします。

24日木曜日は、午後3時を目途に常任委員長報告の配付、質疑、討論の受け付けといたします。

そして、翌25日金曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。 以上であります。

- ○議長(金光英晴君) ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から6月25日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(金光英晴君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(金光英晴君) 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長(金光英晴君) 日程第4、行政報告について市長から報告を求めます。

市長、髙野宏一郎君。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(高野宏一郎君) おはようございます。それでは、平成22年第4回市議会定例会に当たりまして、 平成22年第2回市議会定例会以降の報告事件についてご報告申し上げます。

報告第2号から報告第4号までの3件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号 平成21年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第6号 平成21年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第7号 平成21年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第8号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものであります。各会計の事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりでございますが、その繰越額が確定いたしましたので、報告するものであります。一般会計の総額が49億2,258万7,000円、簡易水道特別会計の総額が3億4,126万7,000円、下水道特別会計の総額が5億2,200万円、すこやか両津特別会計の総額が3,089万4,000円であり、財源も財源内訳のとおり、あわせて繰り越しをしております。国の補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業や小中学校の耐震補強事業などが一般会計の主な繰越事業であります。

続きまして、報告第9号、佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、地方自治法第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。繰越理由につきましては、真野小学校校舎改築事業は既存校舎にアスベストが含まれていたために除去工事に日数を要したものであり、漁港施設災害復旧事業につきましては北小浦漁港が昨年10月の台風で再度被災したために事故繰越するものです。

続きまして、報告第10号 平成21年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法 第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第11号 佐渡市土地開発公社の経営状況について、報告第12号 社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況について、報告第13号 有限会社クリエイトはもちの経営状況について、報告第14号株式会社両津TMOの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

次に、報告第15号 市有地の土地信託事業における収支状況につきましては、市が中央三井信託銀行株式会社と土地信託契約をしている東京都新宿区早稲田の土地に係る信託について、地方自治法第243条の3第3項の規定により、当該信託の事業計画及び実績に関する書類を提出するものであります。

以上、報告事件についての説明を終わります。

- ○議長(金光英晴君) ただいまの市長の報告に対する質疑を許します。 田中文夫君。
- ○15番(田中文夫君) ただいまの市長の報告にある土地開発公社の関係について、どうも内容がよく理解できないので、お尋ねするわけですが、土地開発公社で保有していた土地を処分したというふうに受けとめられるわけですが、説明書きに佐渡空港代替用地及び空港拡張整備事業用地というふうになっております。後の特別会計のこととも関連することでもありますので、詳しくご説明いただきたいのですが、空港用地を取得するために代替的に用意をしていた土地を処分したという意味なのですか。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。伊貝財務課長。
- ○財務課長(伊貝秀一君) お答え申し上げます。

ここにございます処分といいますのは、空港用地代替用地の処分ということではございませんで、この 公社の現金等の管理、そうしたものの管理等のことも含めての言い方でございます。実際のところは、持っておる代替用地等について全く変化はございません。

以上でございます。

- ○議長(金光英晴君) 田中文夫君。
- ○15番(田中文夫君) 会計事項についての専門的な見地でこのようなある種の操作をしただけで、現実的な土地等の移動が行われてはいないのだというご説明のようですが、専門的な知識でおっしゃっていることですから、ここで説明しろと言っても私も理解しがたいと思うのですが、なぜこの時期にこの用地についてこのようなタイトルを記してその会計上の操作が行われたのかということに何か意図がありますか。別に空港代替用地云々でなくても、そういった本市が保有している土地についての会計上の操作というのはこのほかにもいろいろあるならばあるのだろうと思うのですけれども。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長(伊貝秀一君) お答え申し上げます。

ちょっと誤解を招く表現をしてしまいましたが、この公社の関係の決算状況につきましては昨年と変わったところはございません。管理処分というのが一つの言い方としてここにのせてあるものでございます。 以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- ○議長(金光英晴君) 補足説明を許します。
 - 伊貝財務課長。
- ○財務課長(伊貝秀一君) 今回報告しておりますのは、自治法の規定に基づきまして毎年これを報告しなければならないということに基づいての報告でございます。その内容的に大きく変わるところはどこもご

ざいません。

以上でございます。

○議長(金光英晴君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 議案第107号から議案第122号

○議長(金光英晴君) 日程第5、議案第107号から議案第122号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、髙野宏一郎君。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(高野宏一郎君) それでは、議案第107号から122号までを一括してご説明申し上げます。

議案第107号 佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市議会議員の政務調査費の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、議員報酬とは性格を異にし、議員の調査活動基盤の充実を図り、その調査研究に資するための政務調査費の額について佐渡市特別職報酬等審議会における審議を経て現在の月額8,000円を月額1万円に改定するものであります。

議案第108号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、本市の関係する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、育児休業の取得等について国の制度に準じたものにするための改正及び法律改正に伴う所要部分の改正であります。

議案第109号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。主な内容は、国民健康保険税減額賦課に係る応益割合の基準が改正され、地方税法の条項の削除がなされたことによる修正など保険税の課税について規定の整備であります。

議案第110号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、金井母子健康センターについて他施設における保健事業の実施状況を踏まえ、幅広く市民への有効活用を図るためその用途を廃止すること並びに市が管理運営している母子健康センターの開館時間及び休館日を統一するための条例の一部を改正するものであります。

議案第111号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、 県の子どもの医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、本市においても通院の医療費助成について満 9歳に達した日以後最初の3月末日から満12歳に達した日以後最初の3月末日へと助成対象期間の拡大を 行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第112号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正

する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。主な内容は、個人住民税における扶養控 除の改廃、上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の創設、たばこ税の税率の引き上げなどに伴う所要 の改正であります。

議案第113号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本 案は、公共施設の管理運営の見直しにより老人休養ホームこがね荘を廃し、民間譲渡するため条例を廃止 するものであります。

議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成24年4月から松ケ崎小学校と松ケ崎中学校を連携校として開設するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第115号 字の変更について(西三川地内)。本案は、土地の所有者から字区域の変更について申請があったことから、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。目的としましては、西三川地区の筆界未定地になっている当該土地について合筆登記により筆界未定状態の解消を行うため同一の小字に変更するものであります。

議案第116号 公の施設に係る指定管理者の指定について(中興資源活性化センター)。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第117号 災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I型) 購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防施設整備計画に基づき佐渡市南佐渡消防署に配備予定の消防ポンプ自動車 (災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I型)) の購入契約について 5月21日に指名競争入札を実施し、仮契約を終えましたので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

議案第118号 財産の無償譲渡について(老人休養ホームこがね荘)。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより老人休養ホームこがね荘を「特定非営利活動法人おけさ福祉会」に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第119号 市道路線の認定について。本案は、主要地方道佐渡一周線バイパス工事により現在の県道部分を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第120号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算(第1号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ13億9,214万3,000円を追加し、予算総額を434億2,214万3,000円とするものであります。また、主な補正内容は、歳入では地方交付税及び繰入金などの増額計上、歳出では佐渡観光誘客支援事業としてトキめき佐渡・にいがた観光圏整備事業に1,237万5,000円、電動自転車などのレンタサイクル充実のための佐渡観光魅力づくり事業に1,500万円、ツーデーマーチ大会負担金に600万円を予算計上するほか、佐渡航路燃料油価格変動調整金助成事業に2,200万円、子ども医療費の助成拡充による経費に717万3,000円、中小企業緊急雇用安定助成事業に2,040万円、そして財政調整基金への積立金20億9,204万円などを予算計上するものであります。

議案第121号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、既定の 歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、予算総額を68億5,250万円とするものであります。補正内容 は、高額医療合算介護サービス等費について今後の支給額に対して予算不足が生ずる見込みがあることから、所要額を予算計上するものであります。

議案第122号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、 既定の歳入歳出予算にそれぞれ15億9,204万円を追加し、予算総額を15億9,204万1,000円とするものであ ります。補正内容は、歳入では前年度繰越金として15億9,204万円を予算計上するものであり、歳出では 佐渡空港拡張整備事業に係る土地購入費5億円を公有財産購入費として計上し、残額を一般会計繰出金と して計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長(金光英晴君) これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第107号 佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑 を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。 中村良夫君。

○13番(中村良夫君) 議案第110号、今議長がお話ししましたけれども、佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について質疑をします。ページは11ページ、それから資料のほうは、議案の資料、これ開いていただきたいのですけれども、24ページ、まとめて質疑しますので、この条例は健康センター、両津、金井、畑野、赤泊母子健康センターがある中、この金井母子健康センターを削ると。これ佐渡市の行政改革、公共施設の見直しで今回削る、廃止、なくすことだと思いますけれども、そうなのか、まずこれが第1点。

2点目に、この4カ所ある中でなぜ金井を削るのか、これ2点目です。

3点目に、この金井母子健康センターで、今までこの施設でどのようなサービスが行われていたのか。 そして、これ今回審査をして削る、なくなるとしたら、そのサービスをどう対応するのか、しているのか かな、これ4点まずお聞きします。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長(佐藤弘之君) お答えします。

金井の母子健康センターの廃止ということでございますけれども、今現状から申しますと、今現状は世界遺産の課があります。金井のコミュニティーセンターの正面向かって右側の建物の1階と2階の部分が金井の母子健康センターということで建設されております。今実際の利用ということでは、1階には世界遺産推進課が入っていますし、2階の相談室とか診療室とかとあるのですけれども、現在診療室等は今いろいろな健診の関係の用具等を入れていまして、実際の業務的には新穂のトキの村元気館で母子健康事業については実施をしております。そういうことがございまして、今現有の利用の状況を勘案しまして、そちらのほうへ健診の業務を移らせていただいて、今現在の利用は、今利用を世界遺産等で活用しておるような形で変更したいということで金井の母子健康センターの条例的に廃止をするということでございます。

それと、行革等の関連でありますけれども、これはこの金井の母子健康センターだけということではございませんで、昨年も健康センターのほうの部分を見直しをさせていただきました。ということで施設をなるべくまとめて有効利用していきたいというのが私どもの考え方でございまして、そういうことでご承知をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(金光英晴君) 中村良夫君。
- ○13番(中村良夫君) 2回目ですけれども、ここの施設のサービスというのは今課長が言ったように乳幼児健診ですか、そういうサービスをやっていて他地区へ行っているというのはわかるのですけれども、これなぜ金井なのかという点がもうちょっと、具体的に大きな計画というか、プログラムがあると思うのですけれども、そこら辺がちょっと今の説明だとわかりにくいです。金井地区の方は、以前も私お話ししましたけれども、身近なところで、金井でサービスを受けたいという声を聞いておりますけれども、では他地区へ今行っていますけれども、それは当面なのか、ある期間だけなのか。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長(佐藤弘之君) お答えします。

先ほど申しましたように金井地区の方についてはトキの村元気館で実施をさせていただいております。 それにつきましては、今現在先ほども言いましたように健診室等はなかなか利用しづらい手狭な状況になっておりますので、その部分については用途を廃止しまして、別の用途で使わせていただきたいということで、暫定的なことではなくて、これから将来に向かって新穂のトキの村元気館を利用していただきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

- ○議長(金光英晴君) 中村良夫君。
- ○13番(中村良夫君) では、今回は金井の母子健康センターを、具体的にお聞きしますけれども、削りますけれども、次回は両津、畑野、赤泊、こういうところも削るというふうに考えているのかどうか。 それから、最後もう一点だけ、これちょっと違うやつなのだけれども、休館日とあるのですけれども、

健康センターの休館日は次のとおりとすると。土曜日、日曜日、2点目は祝日、3点目は12月29日から翌年1月3日までと、こういうふうになっています、基本的には。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこれを変更することができるというのですけれども、土曜日、日曜日、祝日でも例えばお医者さんだとか、それから人員的な体制が整ってサービスを利用したい人が要望があれば休館日でも認めるということですか。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長(佐藤弘之君) お答えします。

この後の計画ということでございますけれども、今の現状からいきますと、赤泊地区の同じく母子健康 センターが今現在用途が利用していません。今の赤泊行政サービスセンターの裏側にあるのですけれども、 今実際の用途としましては、南部地区は羽茂の農改センターのほうで一括で健診等を行ってもらっていま す。そういうことで将来といいますか、今後赤泊の母子健康センターも行政サービスセンターの移動に伴 って同じように廃止をしていきたいと、そういうふうに考えております。

それともう一つ、休館の話ですけれども、休館日は議員のおっしゃるとおり、そういう要望があって市 長が確認していただければ開館するということでございます。

以上でございます。

○議長(金光英晴君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を 許します。

中川直美君。

- ○2番(中川直美君) 先ほどの上程理由のときに県の改正に伴うものだというのがあったわけなのですが、 今国も挙げて少子化や、あるいは人口減対策、子育て対策ということ、とりわけ佐渡市は人口減対策どう するのかというのは非常に重要だと思うのですが、そういう点で県の制度の中身をもう少し具体的に教え ていただけますか。例えば昨年でいいますと、県の制度を上回った取り組みをしたと思うのです。その辺 の内容どうなのか。あと、どのような検討の結果こういうふうになったのかも教えていただければと思い ます。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長(佐藤弘之君) お答えします。

県の子ども医療費助成につきましては、通院の場合3歳未満と3人以上子供のある世帯で小学校3年までという現行制度がございました。これを県はこの9月から3人以上子供がある世帯の子供で小学校卒業までということに変更しました。佐渡市は、従来対象は県の医療費助成に合わせておったのですけれども、県の基準では3人以上の子供という制限と児童手当の給付の所得制限と同じ所得制限がかかっておりまし

た。佐渡市は、その所得制限を廃止して所得のことは問わないということで、いわゆる横出し給付という ことをしております。子供の数についてもそうでございまして、県の3人以上の子供ということにかかわ らず佐渡市は支給するということで、従来からそういう対応しております。これは、ビジョンにもある子 ども支援ということで考えて実施しておるものでございます。よろしくお願いします。

- ○議長(金光英晴君) 中川直美君。
- ○2番(中川直美君) そうしますと、県の要綱よりも横出しということで、3人いようが5人いようが佐渡市は従来どおりやっていくということなのだろうと思うのですが、それでいいのかという確認と、それと先ほど1回目で聞いたのですが、どういう検討の結果でできたのか。例えば今年度は次世代の育成の行動計画の中で、自由意見の中で医療費助成を充実してほしいという声があるし、あるいは2年に1遍の文科省の学費調査の中で唯一学費の負担が伸びたのは中学生なのです。それともう一点は、県内の全体の子供の医療費の流れの中では中学卒までいこうではないかというのが流れというふうに私は理解をしているのです。4月現在だと、30市町村の中6市が中学校卒までやっていると思うのです。年間1,000人ずつ減っているという人口減少の中でこういった検討を加えてこの中身にしたのかどうなのかお尋ねをしておきます。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

- ○市民生活課長(佐藤弘之君) お答えします。
 - 一番最初の質問については、議員のおっしゃるとおりでございます。

もう一点、どういうことでこういうことを行ったかといいますと、これは従来から佐渡市の場合は先ほども言いましたように横出しということで所得制限、子供の数の制限を設けないで広く市民の方に利用していただきたいということで運営してきました。それで、このたび県が対象年齢を広げたということで佐渡市も同様に上げていったということであります。先ほど中学校までの拡大をということでございますけれども、今中学校まで通院について対応しているところというのは私の資料では……済みません。私の資料ではちょっと載っていないのですけれども……

〔「それ市だけでしょう」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長(佐藤弘之君) はい、市です。

〔「町村見ないとだめです」と呼ぶ者あり〕

- ○市民生活課長(佐藤弘之君) 済みません。町村の資料ないものですから、市で資料がありませんので、 申しわけありません。
- ○議長(金光英晴君) 中川直美君。
- ○2番(中川直美君) 今の2回目で何を言いたかったかといいますと、佐渡市も頑張るとほかの市町村も 頑張るのです。市の中でいいますと、小学校6年までやっているのが例えば見附市が私あると思うのです。 6年までは。あと、中卒までの流れという、それはなぜかというと、例えばさっき言ったように文科省が 調べた学費の調査でいうと、幼稚園と小学校は下がったのだけれども、中学校は上がった、あるいはさっき言った次世代の計画の中で佐渡市の子供を持っている親御さんの中から医療費充実してほしい。今年度、22年度は今まで縦割りだった部長制やめて縦も早く、横も広くということで、そういう柔軟で総合的なス

タイルをとったと思うのですが、そういった検討はしましたか。例えば学校の子供の費用負担の問題、次世代の行動計画の中から出されている父母の声、そういったものを総合してやっぱりやっていく必要が私あると思うのですが、そういった検討はされたのですか。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤市民生活課長。

○市民生活課長(佐藤弘之君) お答えします。 議員がおっしゃるような具体的な検討はしておりません。 以上です。

○議長(金光英晴君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第111号についての質疑を終結いたします。

議案第112号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。 松本正勝君。

○1番(松本正勝君) 今回の条例改正に当たり、1点お聞かせ願いたいと思います。

去る12月の議会のときに私が佐渡観光協会の固定資産税に関する質問の中で平成16年に地方税法が改正になっており、固定資産税のシステムを変えられることができるのだと。税の公正、公平の上からも佐渡市においても条例改正が必要ではないかという質問を申し上げました。そのときに所管部長から大至急準備して検討するという答弁がいただけたわけでございますが、今回のこの条例改正の中でその要望が反映されておるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長(田川和信君) お答えいたします。

先般の議会で部長のほうから議員のご質問に答える中で、早急にやるというようなことで来ました。それで、他市町村の状況を踏まえまして、それと先行する条例なんかも参考にしまして今回の議会に上程したということでございます。

- ○議長(金光英晴君) 松本正勝君。
- ○1番(松本正勝君) 条例が改正に当たり反映されておるということでございますが、具体的にこの改正 文の中のどの部分がそうなのかわかりやすく、経過措置を含めて説明願えればありがたいと思います。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長(田川和信君) お答えいたします。

これは、いわゆるテナントということでございます。従来ですと、家屋の所有者が仮に違う方が所有しているものであっても今までの税法というか、改正前では所有者とみなされまして、その所有者に課税をしておりました。今回これを改正しますと、所有者以外の方が事業用に供するために設置したものについてはその設置した人を所有者とみなして課税するということでございまして、その部分については償却資

産として申告していただくということでございます。それで、平成16年のときもそうでしたけれども、これ遡及ができないということで今回提案いたしまして、1月1日が固定資産税の賦課期日となっております。そういうことで翌年の、来年の1月2日が基準日になりますが、それからの適用ということで、実際には課税が平成24年ということになります。

以上です。

○議長(金光英晴君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結いたします。

議案第113号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質 疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 字の変更について(西三川地内)の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 公の施設に係る指定管理者の指定について(中興資源活性化センター)の質疑を許します。

猪股文彦君。

- ○19番(猪股文彦君) この前のときにこれをしゃくなげと似たような施設を譲渡したのだろうと思うのですが、この中興資源活性化センターというものの内容と利用がどうなっているかと。それからまた、これをなぜ譲渡しないかと、その理由はどうなのかと、その辺についての説明を求めます。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長(新井一仁君) お答えいたします。

この中興資源活性化センターの利用目的等についてでございますけれども、この中興資源活性化センターにつきましては農業者等の研修、交流等の場として設置したところでございます。これは、県からの譲渡財産ということで佐渡市のほうが引き受けたところでございますけれども、そういった関係で処分が難しいということがあってこのたびの金北の里の温泉譲渡等々は一括でちょっと譲渡ができなかったということでございます。しかしながら、この4月からは直営予算ということで盛っておりましたけれども、4

月1日付で社会福祉協議会のほうに金北の里と隣接する湯場の宿、これを譲渡しました。そうした中で一体的にここを管理していただくことが適当というふうに判断いたしまして、今回指定管理をお願いしたいと、そういうことでございます。

- ○議長(金光英晴君) 猪股文彦君。
- ○19番(猪股文彦君) 今のお話を聞きますと、県から譲渡されたというのですが、いつこれ県から譲渡されたのですか。スポーツハウスと同じように一島一市になったから県のものは市で面倒見てくれというふうに、佐渡市も行革上できるだけ民間譲渡したいのに県から押しつけられたというような印象を今課長の答弁で聞いたのですが、どういうわけでこれは県から譲渡されたのですか。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

新井社会福祉課長。

○社会福祉課長(新井一仁君) お答えいたします。

この中興資源活性化センターにつきましては、県のほうで中山間地の関連の事業として整備されまして、 利用の実態等を勘案して市のほうがこれを引き受けるという形になったというふうに承知しております。 旧金井町時代にこれを市のほうが引き受けたと、そういったふうに承知しております。

○議長(金光英晴君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I型) 購入契約の締結についての質疑を許します。

村川四郎君。

- ○17番(村川四郎君) ちょっと教えてほしいのですけれども、南佐渡消防署にこの新しい消防車を配属してくれるということなのですけれども、例えば先日の小木大火においてこのポンプ車が入っていたとしたら、それと関係があるのかということで、このようなポンプ車がもしあったらもう少し焼失件数を少なく抑えることができたのか、その辺のところをちょっと推測でいいですから教えてください。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。金子消防長。
- ○消防長(金子浩三君) お答えいたします。

これは、ポンプ車と救助工作車と一体化になっています。火災の場合ですと、ポンプ車のほうを優先いたしますので、交通事故、水難事故、その他のときに使えるような資機材を載せているということでありますので、火災の場合でも破壊器具とか何か要るようであれば積載しているということであります。

- ○議長(金光英晴君) 村川四郎君。
- ○17番(村川四郎君) では、余り関係ないということですね。ということは、これは従来の同じような機能の車と入れかえということですか。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

金子消防長。

○消防長(金子浩三君) お答えします。

ポンプ車の入れかえです。それに伴って工作車の機能を取りつけたということです。

○議長(金光英晴君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 財産の無償譲渡について(老人休養ホームこがね荘)の質疑を許します。 中川降一君。

○11番(中川隆一君) 1点だけ確認をさせてください。

こがね荘では、隣接しておりますテニスコートとサン・スポーツランド畑野野球場の使用の受け付け業務をお願いしておったと思うのですけれども、無償譲渡された後も新しく譲渡先のところが同じ業務を引き継いでもらえるのか、それともまた別なところに受け付けを今度はしに行かなくてはならないのかというところを教えてください。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(佐藤一郎君) 議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

今の施設の受け付けの件につきましては、議会議決認められた後に関係課と協議をして進めさせていた だきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

- ○議長(金光英晴君) 中川隆一君。
- ○11番(中川隆一君) それは、今までどおり、従来どおりやっていただくように協議をしていくというふうに理解すればよろしいのでしょうか。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(佐藤一郎君) お答えいたします。

議員のお尋ねどおりに対応していきたいと思っております。

○議長(金光英晴君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 市道路線の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

歳入と歳出に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。 次に、歳出についての質疑を許します。

松本正勝君。

○1番(松本正勝君) 歳出についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、23ページの佐渡観光誘客支援事業の1,500万、その下のトキめき佐渡・にいがた観光圏整備事業の1,237万5,000円、これそれぞれの具体的な事業内容をお尋ねいたしたいと思います。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長(伊藤俊之君) お答えいたします。

観光魅力づくり事業でございます。これにつきましては、レンタサイクルの充実によりまして観光客の利便性の向上を図るという内容でございます。レンタサイクルにつきましては、民間の自転車屋さん、あるいは観光協会で既に実施をしております。今回6月11日から佐渡汽船で自転車の無料航送が始まります。そういったようなものと連動しながら今回電動機つき自転車100台を整備して個人の観光客の利便性を図るとともに、観光の増加策につなげたいということであります。

それから、もう一つ、トキめき観光圏でございます。これにつきましては、観光圏整備法というものが国のほうで整理されておりますけれども、それに向けて新潟市と連携をし、東アジアの玄関口として国際的な拠点性がすぐれる新潟市と、それから伝統文化、自然、芸能に恵まれた佐渡がお互い優位性を生かしながら連動して滞在型の観光に取り組むというものでございまして、4月28日に観光庁のほうから認定を受けた事業でございます。今後は、協議会を立ち上げて新潟市との2泊3日以上の滞在型観光を目指すものでありますが、内容につきましては平成26年までの5年間、具体的には新潟市内あるいは佐渡の交通共通パスポート券あるいは施設の共通パスポート券、こういったようなものを整備する中で優位性を強めていく。さらに、インバウンド、これは外客誘致でございますけれども、中国等新潟市は既にもう事務所を出しておりますので、そういったところと連動しながら商談会あるいは教育旅行の誘致を進めてまいりたいということでございます。

- ○議長(金光英晴君) 松本正勝君。
- ○1番(松本正勝君) 具体的な内容については今お聞きしましたが、これ実は昨日市長の記者会見でいるいる具体的に説明があったといって佐渡テレビで放送しておったということ聞いたのですが、我々議会に提示されるときにはこの予算書の中にごくシンプルなのですが、記者会見とか我々に先立って市民に説明するときはいやに丁寧に説明して、議会は本当に、私も議員ですが、後から、市民の方々からテレビ見てこう言っておったぞ、ああ言っておったぞ、おまえたちはどうなっているのだというようなことが多々あるのです。これは、ちょっと説明が前後しておるのではないかというふうに感じるのですが、執行部はどのようにお考えですか。そこ説明する順序が、議会がいつもマスコミあるいはメディアの後になるような気がしておるのですが。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

髙野市長。

○市長(髙野宏一郎君) お答えします。

今回の件は、あらかじめ全協のときにご説明した内容が大ざっぱ過ぎるのではないかというご意見だというふうに思います。たまたま定例記者会見のときには島内外に宣伝するという意味合いもあるものですから、少し魅力的にお客さんをたくさん呼ぼうという意図でいろいろ膨らませたり、申し上げているので、そこのところのそごがあることはちょっと申しわけありませんでした。

- ○議長(金光英晴君) 松本正勝君。
- ○1番(松本正勝君) 市長の今の答弁ですと、いわゆるアナウンス効果をねらった宣伝的な記者会見だというふうにとれるわけですが、せめてこの議会の前に全協とか、あるいは議員懇談会があったわけです。 その折にでもきのうマスコミに配った事業内容、概要説明、そのぐらいの書類は我々議会、議員に配付されてもよろしいのではないですか。しっかりお答えください。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。高野市長。
- ○市長(髙野宏一郎君) これからそういうふうにしたいと思います。それほど隠すことがあったわけでは ありませんが、そこのところご理解いただきたいと思います。
- ○議長(金光英晴君) 中川隆一君。
- ○11番(中川隆一君) 何点かお尋ねいたします。

15ページ、総務費の企画費の中にございます離島の活力再生支援事業の758万9,000円の内容についてちょっと詳しくお聞かせ願いたいのと、21ページ、雇用対策事業の中小企業緊急雇用安定助成金、これ当初予算にはなかったのですけれども、昨年度やっていました企業で従業員の方にお休みしてもらったときに休んでいる間のお給料を助成するというたぐいのものなのかお聞かせください。

それと、23ページの一番上の段、石油製品流通合理化支援事業、これも当初にありません。費用弁償なのですけれども、この事業内容を教えていただきたいのと、その下、広域的人材養成等支援事業貸付金となっております。これも当初にありませんでした。どこに貸し付ける予定なのか、どういう事業なのかということをお聞かせください。

- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。
 - 金子島づくり推進課長。
- ○島づくり推進課長(金子 優君) 私のほうから15ページの離島の活力再生支援事業についてご説明を申し上げます。

これは、島づくり推進課のほうで事業を提案しております。内容でございますけれども、これにつきましては国土交通省の離島振興課の支援事業としまして、このタイトルどおりの離島の活力再生支援事業という事業がございます。これに申請をしております。内容でございますけれども、具体的には人口の拡大、産業振興ということが非常にこれから必要になってくるわけでございますけれども、この事業の中で現在限界集落であるとか、未利用の活用であるとか、高齢者の雇用であるとか、いろいろ各地域、個人、企業で新しい事業に取り組んでおる方々がたくさんおります。こういった方々の支援をしようというものでございまして、内容については意見交換であるとか、先進地の視察であるとか、技術者の派遣であるとか、こういうものを総括をして支援をしようというものでございます。

- ○議長(金光英晴君) 伊藤観光商工課長。
- ○観光商工課長(伊藤俊之君) お答えします。私のほうから21ページの雇用対策事業、それから23ページ の石油製品流通合理化支援事業、もう一つ、23ページの広域的人材養成支援事業、この3点についてお答 えします。

まず、21ページの雇用対策事業、中小企業雇用安定助成金でございますが、先ほど議員のほうからもありましたとおり、これにつきましては非常に経済状況が厳しいということで昨年行った事業の続きということでございます。というのは、先般4月にアンケート調査を行いました。雇用の関係では、製造業がやや持ち直しを見せておる反面、建設業が非常に落ちているというような状況がございました。それから、事業所等へのヒアリングも行いまして、事業主のほうからぜひ昨年度まで続けたこの事業を復活させてほしいというような提案から今回補正でのせさせていただいたものでございます。

それから、石油製品流通合理化支援事業でございます。これは、石油製品合理化計画というものをまとめております。これは、21年度に取り組んだ事業でございますけれども、これに基づきまして実際に佐渡へ入ってくる石油製品の料金の低減化といいますか、価格の低減化、こういったようなものを図っていくために22年度この委員会を設置いたしまして、共同配送方式あるいは輸送の貯蔵タンク、そういったようなもののハード整備ができないか、こういう協議を行う事業でございます。

それから、もう一つ、23ページの広域的人材養成支援事業貸付金でございますが、貸付金につきましては実際は商工会のほうに貸し付けるものであります。事業の内容については、これは企業立地促進法に基づいた基本計画を当課のほうで立てておりますけれども、こういったもので昨年も同じ内容を行いましたコールセンターの人材育成事業でございます。昨年の研修会の実施結果は、約78名の方が受講しております。コールセンターの誘致に向けては、首都圏を中心に今誘致活動を行っているところであります。また、誘致企業ではございませんけれども、既に1社コールセンターが島内で事業を起こしております。こういったところに向けて高い能力を有する人材を育成する、こういう事業を取り組んでいくものでございます。以上でございます。

- ○議長(金光英晴君) 中川隆一君。
- ○11番(中川隆一君) 後段のほうはよく理解しました。

15ページのもう一回離島の活力再生支援事業なのですけれども、先進地を視察したり、そういうふうにやってくれている方々を支援するということなのですけれども、この中で謝礼が283万2,000円と。この謝礼というのは、どこに行く、だれに行く謝礼なのでしょうか。すごく先ほどの説明からするとちょっと理解できない部分なので、ご説明をお願いしたいです。

- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。 金子島づくり推進課長。
- ○島づくり推進課長(金子 優君) お答えをします。

これ実は謝礼となっておるのですけれども、これは申請事業の中の項目が謝礼なものですから、謝礼で上げてあるのですけれども、実際には技術者の派遣であるとか、有識者に来て説明をしていただくとか、そういったものの内容です。個人への謝金というよりも、そういった技術者であるとか、先進地へ行って説明をしていただく方への謝礼といいますか、こういうものが要綱の中で謝礼として項目があるものです

から、予算の中でも謝礼ということで計上させていただきました。

- ○議長(金光英晴君) 中川直美君。
- ○2番(中川直美君) 今の離島の活力再生事業の関係でもう少し中身をお尋ねをしておきたいと思う。 この事業そのものは地元で頑張っているNPOだったり、団体を支援しながら離島の活力ということな のですが、例えば募集要項の中には観光協会であるとか、そんなものもいろいろ入りますよというふうに 入っているのですが、どういった対象を支援していく仕組みをしようというふうにその支援の部分では思 っていますか。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。 金子島づくり推進課長。
- ○島づくり推進課長(金子 優君) お答えします。

具体的には、今なかなかその対象者を絞るの難しいのですけれども、我々情報とか、今取り組んでおることについて情報で知り得たものは1個1個直接お会いをしております。それは、地域の活性のために地域ぐるみで事業を取り組んでおるとか、2次創業といいますか、自分の会社の中で新しい事業に取り組んでおる。それから、雇用という面で24時間、通年雇用というようなことで雇用に取り組んでおるとか、いろいろやられている方々がおります。この方々を、基本的に本年度は公募という形はなかなか難しいのですけれども、最初は我々の知り得ている情報、入っている情報の中で本人に当たって該当者を決めていきますし、この後はそれに基づいてどんどん輪を広げていくと。このときには、当然ながら公募という方法も当然必要でございますし、最初から大きくということでございませんで、まずそういった方々の成功例といいますか、事例をつくるということで進めてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(金光英晴君) 猪股文彦君。
- ○19番(猪股文彦君) いろんなメニューをつくることはとても得意なようなのですが、そのメニューが重なっている部分があるのではないかと思うのです。例えばチャレンジ事業とこのことが重ならないのか。それから、昨年度、事業名はちょっとわかりませんけれども、200万円くれるから別の事業やってくれと竹のチップか何か一生懸命やってくれる人を探していたというふうなのとこういうのが、特にチャレンジ事業とこのことがオーバーラップしないのかどうなのかということが気になります。私もこの委員会ですが、委員会で聞きます。それが1点と、それからレンタサイクルの1,500万ですか、ありましたけれども、これはそのこと自体はとってもいいことだと思うのです。ただ、道路が整備されていなくて、本当にロングライドみたいに交通規制を一定のものをしながらやればいいけれども、今の歩道もないようなところで車が追い越しもできない車線が多い中でこれをどういうふうにするか。警察とか、それから道路整備をもっと早めなければいかぬと思うのですが、その辺との兼ね合いをどのように考えているのか。

それから、トキめき佐渡・にいがた何とかというのは共通パスポートをつくる。パスポートというのは 身分証明書だから、共通入場券をつくるというのならわかるけれども、パスポートというのは私の理解で は自分の身分を証明するということだから、私の理解ではこれはただ共通の入場券を安く購入できるとい う意味だろうと思うのですが、それはどういうふうに理解すればいいのですか。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

金子島づくり推進課長。

○島づくり推進課長(金子 優君) お答えします。

所管でということでございましたけれども、もちろんおっしゃるとおりでございます。私どもの課は、 決して私の課で全部やるというわけでございませんで、そういった提案があったときに関連の課、事業、 むしろ担当課のほうの事業を優先はします。その中でお互いのその事業の関連であるとか、気がついてお らない事業というものを紹介するということでございますし、その中で手の届かない部分を補てんをする ことでございますので、他の事業と当然ながら連携をしながら進めてまいりたいと思います。

- ○議長(金光英晴君) 伊藤観光商工課長。
- ○観光商工課長(伊藤俊之君) お答えします。

議員のほうからご指摘ございましたように、道路については自転車道路等の整備がされておりません。 そういった中でスポーツイベント、特に自転車を使ったスポーツイベントが佐渡では盛大にされておりますけれども、今回の電動機つき自転車の整備については約20台程度のナビゲーションを設置をして、そしてできるだけ道路を通らなくてもトイレ、レストランに行ける、あるいはトキ情報を見ながら目的地まで楽しいサイクリングができると、こういうようなことを考えていきたいということであります。

それから、もう一点、パスポートという言葉についてでございます。実際に身分証明という部分でパスポートという言葉を使いますけれども、今回は周遊入場券というような意味合いでございますので、その辺またよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(金光英晴君) 猪股文彦君。
- ○19番(猪股文彦君) あとは各委員会でやっていただきたいと思うのですけれども、例えばもう一つだけ 聞いておきますが、レンタカー借りると、借りる前に傷がどこどこにありますよ、これ以上の傷がついた 場合は簡単に言えば弁償してくださいよというふうなチェックはされますが、今のところ自転車ぐらいだ というふうな、私がほかへ行って借りるときもそんなような気がするのですが、相当高級なようなことを されるとすると、そういうふうな管理がきちっとされるシステムを組むのかどうかということと、もう一つ、これ災害復旧もいいのでしたか。そうすると、災害復旧の中の5,000万の漁港の復旧事業、これ箇所 はどこなのか、その2点について教えてください。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

金子農林水産課長。

○農林水産課長(金子晴夫君) お答えいたします。

災害復旧、漁港のやつは高瀬の漁港でございます。ことしの1月の初めのときの冬季風浪によるもので ございます。

- ○議長(金光英晴君) 伊藤観光商工課長。
- ○観光商工課長(伊藤俊之君) お答えします。

自転車、新品でございますが、これにつきましては保険をまず整備する、これは常識であります。それから、使い方としてはそれぞれ丁寧に使っていただく、これは呼びかけていきます。それと、乗り捨てというのが一つの今回のキーワードになっておりますけれども、これはクロネコヤマトさんと連携をしながら取り扱っていくということでございますので、その辺のことも含めて検討してまいりたいと思っており

ます。

以上です。

- ○議長(金光英晴君) 村川四郎君。
- ○17番(村川四郎君) 1つちょっと気になったので、お聞きしたいのですけれども、先日学校関係でテレビを40台か50台買うというので入札があったらしいですけれども、それが全部島外の業者に行ってしまったということで大変おしかりを受けて、市長の耳にもそれ入っていると思うのですけれども、このレンタサイクルに使う自転車というのはやはりそういう形ではないのでしょう。島内の業者を使うのでしょう。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

伊藤観光商工課長。

○観光商工課長(伊藤俊之君) お答えします。

自転車については、ヤマハとか、いろんなところで出されております。まだ具体的には、どちらで仕入れるかというようなところは検討中であります。

以上です。

- ○議長(金光英晴君) 佐藤孝君。
- ○18番(佐藤 孝君) 15ページのコミュニティ助成事業の補助金700万の増ということですが、これ宝く じ協会の収益金で補助金出すという仕組みのものだと思うのですけれども、これ民主党政権になってから 今事業仕分けやって、仕分け人が宝くじ自体も販売やめたらどうかというような話もありました。大変厳 しいというところで何で700万増額になったのかちょっとお聞きします。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

計良地域振興課長。

○地域振興課長(計良孝晴君) お答えいたします。

この事業につきましては、当初1,000万を予算を盛っておりました。その中で今年度13件申請をいたしました。その結果、7件が採択になったということで、その採択になった件数と金額が1,700万円ということでございますので、今回700万補正をさせてもらいました。歳入イコール歳出でございます。

以上です。

○議長(金光英晴君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。

村川四郎君。

- ○17番(村川四郎君) この空港特別会計、土地の用地のための特別会計ですけれども、昨年の12月議会で上がってきたときにも私反対討論したのですけれども、結果として通って15億9,000万。結局は、私が言ったとおり一円も使わずに減額になったわけです。それで、この予算はどういう意味があって今回ここに上げられたのですか。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。佐々木交通政策課長。
- ○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。

今回の補正でございますけれども、昨年12月、県から同意をある意味取り直せというふうに言われまして、そういう予算を上げたところでございますが、今同意交渉を行っておりますし、それの進捗状況と今後の補償等を勘案して今のこの金額を残させていただいたということでございます。

- ○議長(金光英晴君) 村川四郎君。
- ○17番(村川四郎君) 詳しくは一般質問でもやりますけれども、今、今後の補償等を検討して云々ということですけれども、これ使えるわけですか、それで。例えば地権者の方、一反500万なら500万で、それで判を押すといった場合に使えるわけですか。今年度使えますか。例えば使えるとしたら、どういう手順を踏んで、どのぐらいの期間を得てこの会計を使うのかどうか、ちょっとそこを教えてください。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。佐々木交通政策課長。
- ○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。

これは、前回の予算を上げるときにもそういう議論が出て多分答弁していると思うのですけれども、これにつきましては本来は用地等につきましては、今回の場合はいわゆる飛行場の用地取得の同意ではなくて、やはり建設を進めるという同意でございますので、実際の契約につきましてはいろいろな諸手続を、計画を約5年後ぐらいに用地の実際の契約になるというふうに考えておりますが、前回のときにもいろいろございまして、この同意を取得するときに必要が生じた場合にはご相談の上、使わせていただきたいような旨の説明でございますので、今回も同じ考えでございます。

- ○議長(金光英晴君) 加賀博昭君。
- ○27番(加賀博昭君) 私が反対したなどということを言っておる議員がおるのです。そこで、こうなら私が明らかにしなければならない。そもそも県が平成5年8月28日に提示した金額というのは、これ補償金額が入っての金額なのです。今度県が、田んぼの値段でいうとわかりいいから申し上げるが、平成5年8月28日の田んぼ10アール当たり500万というのを平均値200万円に引き下げて同意取り直せといった金額の差というのは何なのですか。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。佐々木交通政策課長。
- ○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。

前回の県の説明で示した金額は、いわゆる今現状の土地の価格ということでございまして、その差というのは土地の用地の補償の部分は入っていないというふうに思っております。

○議長(金光英晴君) 加賀博昭君。

- ○27番(加賀博昭君) これは、私がかつてテレビ朝日との交渉の中で、折衝の中でテレビ朝日に県に確認をさせたという事実がございます。加賀市政報告317号で明らかにしてありますが、ここで県は後刻補償金額を上乗せする。つまり200万円というのは今課長が答弁したとおりの金額。これに実際は補償金額が上乗せされるのだという答弁をしておりますが、これはあなたたちが確認したことがございますか。ないでしょう。あるかないかだけ答えてください。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。佐々木交通政策課長。
- ○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。 県には確認してございません。
- ○議長(金光英晴君) 加賀博昭君。
- ○27番(加賀博昭君) つまり私は反対したなどという議員おりますけれども、これを明快に200万円に後刻補償金額が上乗せされるのですということを記録の上で明らかにさせたのは私がテレビ朝日の淡河ディレクターに確認させたことでしょう。いずれもう少し具体的にいたしますが、こういうことが大事なのです。これは、質疑でございますから、大体皆さんが県と交渉して明らかにしたことではない。加賀報告というのがございまして、具体的に事実を公表しております。そういうことで実は平成5年8月28日の金額は補償金額が上乗せされておるのだと。それから、今度県が200万に引き下げて取り直せというのは俗に言う公共事業で示される土地購入価格であるということが明らかになったわけです。何も勉強しないものが、さも反対しましたからというような問題ではなかろうと。答弁は要りませんが、明らかにしてください。
- ○議長(金光英晴君) 田中文夫君。
- ○15番(田中文夫君) 今までの経緯から大体のことは承知してはおりますが、改めて確認をしますが、歳出分、51ページ、土地購入費増で50万円、この根拠、金額の根拠たるは何ぞやというのが1つと、せっかく盛ったお金を一般会計に戻して財政調整基金に積み立てておるようですが、財政調整基金というのはどういう趣旨で積み立てられているものかを聞きます。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。佐々木交通政策課長。
- ○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。

前段は私のほうからで5億円というところなのですが、これについては先ほどもちょっと触れましたが、 今までの同意状況等をかんがみてということですので、ある程度土地の問題もありますし、補償の問題等 もありますので、今のどういう状況を考えるというのが一番大きいところでございます。

- ○議長(金光英晴君) 伊貝財務課長。
- ○財務課長(伊貝秀一君) お答えいたします。

財政調整基金は、健全な財政運営のために後年度のことも考えまして積み立てておる基金でございます。

- ○議長(金光英晴君) 田中文夫君。
- ○15番(田中文夫君) 済みません、私勘違いして。5億ですよね。済みません。この5億円は、先ほどから同僚議員が言っておる県の土地購入補償云々とかということとは全く関係がないという先ほどの説明だ

ったようにお聞きしますし、本来これは対県との政治的な駆け引き、交渉事の中で県に佐渡市の意気込み を見せるために盛った特別会計だというような趣旨もあり、基本的にはこれは国の認可を得た上で具体的 な土地買収に係るときにのみ使うお金であるというふうな説明を受けているわけですが、その受けている 前提の上でなおかつこの 5 億をこの名目でのせなければならない理由というのが今ほど申した課長の説明 では得心がいかぬのですが、もう一度説明いただけますか。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐々木交通政策課長。

○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。

昨年の15億幾らですか、を計上した経緯につきましては、ご存じのとおりこの空港用地も含めて全体を進めるという意味でございます。その時点で用地交渉がスタートしたというふうに私は記憶しております。その後いろいろご理解いただきまして、八十二、三%ぐらいまで今同意をいただいておりますが、これは属地ではなくて属人でございますので、そのあたりを勘案すると15億からその分を、差が出た分5億、その他いろいろの交渉等がまた出てくる可能性がありますので、きっちりではなくて5億に合わせたというような考え方です。

- ○議長(金光英晴君) 田中文夫君。
- ○15番(田中文夫君) もう一回再確認しますが、この5億円については今までの経緯でいうと使うつもりがないお金だという理解をしていたわけですが、この5億円を具体的に土地の交渉等の経緯の中で使うためにということで残したのですか、もう一回聞きます。

それから、もう一つ、地権者交渉が従前の人数を超えて広がったというふうには、地権者の数が。理解をしていますが、従前から反対であった方々が依然として反対をしていらっしゃるというふうにもちまたでお聞きしておるのですが、これをクリアするというふうな目的でこの5億円が使われるということはないですよね。そのことを確認します。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐々木交通政策課長。

○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。

この残したことについては先ほどの説明のとおりでございますし、昨年のこのやりとりの中でこの金額については、1つは佐渡市の意気を見せるという部分もございましたけれども、やはり空港の用地取得をスムーズに進めるための一つの手段であると思っておりますし、前回のときは執行するときに当たってはというようなご意見もいただいているはずなので、そこにつきましてはしっかりご相談して、執行する場面が出たらご相談をするような形になろうかと思います。原則としては、先ほど当初に申しましたように、用地交渉につきましては皆さんの同意をいただいて見通しが立って四、五年ごろの交渉になるというふうに思っております。

[「地権者」と呼ぶ者あり]

- ○交通政策課長(佐々木正雄君) 先ほどおっしゃったとおりでございまして、今それの地権者の用地として、ものとしては直接は考えてございません。
- ○議長(金光英晴君) 中川直美君。

○2番(中川直美君) 二、三点お尋ねをしておきたいと思います。

1つは、事業主体である県との関係で今どういう方向で、どういう取り組みをしようとしているのかを 1点お尋ねをしたい。

2点目は、この間質疑の中でも議論がありましたが、県が昨年度末、12月ですか、500万だったのを200万に単価を下げて云々したと。皆さん方から聞いている話でいうと、もともと同意をしてくれなかった地権者も大分やわらかくなって同意をしてくれそうな中にこんな県があたかも壊すような単価を下げるのでは、これは困るという流れの中の一つとしてこの15億が出てきた側面あると思うのです。そういう意味でいうと、県との流れの中で場合によればこれは要らないという判断も私はあるだろうなというふうに思っているわけです。

3点目は、皆さん方が言ったあのときの我々が受けたスケジュールでいうと、たしかこの4月だか5月ぐらいまでに基本的な同意、個人の同意はとりますよと。残り9月までは共有地だとか云々ということで解決しますということでこの予算はできてきた私経過もあると思うのです。そういう意味でいうと、基本的な同意の期限というのは私はもうとうに過ぎているのではないかと思う。その辺は、どのようになっていますか。その辺のスケジュールも含めてお願いします。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐々木交通政策課長。

○交通政策課長(佐々木正雄君) まず、1点目でございます。これにつきましては、いろいろ前回県議会の予算の関係がございますけれども、県のほうとしてもこの2,000メートル化につきましてはこの後どのように進めるかというのを検討中でございまして、決して2,000メートル化をやらないという話は聞いてございません。

それと、期限についてでございますが、我々も市長におしかりを受けながら一生懸命頑張っておりますが、先ほど言ったような今80ちょっとぐらいの状態でございます。1つの区切りとしては、最終的に9月ごろをめどにというような形で遅れている分を取り戻すべく頑張りたいと思っております。

- ○議長(金光英晴君) 中川直美君。
- ○2番(中川直美君) そうすると、同意の件ですが、まだ事業主体の県はもともとの方針やめたわけではないので、同意は従来と同じような形でこれを積んだまま9月ぐらいをめどにといって、また9月になると3月ぐらいをめどにというふうに私なるのではないかという危惧も、心配もするのですが、その辺はどのように考えているのか。

それともう一つは、この議会に出されておりますが、3月定例常任委員会における意見に対する処理状況の報告の中で皆さん方は今回のこの特別会計のあり方について解決方法としては今後事業の進め方を県と十分に協議した上で関係部署と適切な処理方法を検討していきたい、つまり余り形としてはよろしくないということも皆さん方自身も認めているわけですが、具体的にはどういう方向にしていくつもりですか。

○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐々木交通政策課長。

○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。

同意の取得につきましては、先ほど言ったとおりに頑張っていきたいと思っております。

あともう一点、会計のことでございますが、これが一応用地のめどがついて県のほうで申請等、環境アセス等に取りかかっていただければ今の会計は要らないものというふうに考えております。

- ○議長(金光英晴君) 中川直美君。
- ○2番(中川直美君) 状況でいいますと、事業主体の県が仕切り直しに入っているわけですから、ごたご たと言うと大変問題があるのかもしれませんが、いろんな状況の中での会計上若干問題があるけれども、 つくろうということで立てた予算だと思うのです。仕切り直しになった中であの状況とは違う側面生まれ てきていますし、用地補てんが要らないという何かいろんな話もありますから、この特別会計どうしても なくてはいけませんか。その辺どうでしょうか。なくてもいいのではないかという私気もするのですが。
- ○議長(金光英晴君) 答弁を許します。

佐々木交通政策課長。

○交通政策課長(佐々木正雄君) お答えいたします。

これは、皆さんの合意もいただいて立ち上げた会計でございますので、決して要らないとは思っておりません。

以上です。

○議長(金光英晴君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金光英晴君) 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第107号から議案第122号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第6号、請願第7号

○議長(金光英晴君) 日程第6、請願、陳情の委員会付託を行います。

本定例会における請願第6号及び請願第7号は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれ の所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長(金光英晴君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週15日火曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分 散会